

相模原市立緑が丘中学校同窓会 運営細則

第1条（目的）

- ・本細則は、同窓会規約に基づき、本会の円滑かつ透明な運営を図ることを目的とする。

第2条（電子メール）

- ・本会は専用電子メールアドレスを設置する。
- ・電子メールは会長を主たる管理者とし、副会長及び必要に応じ会計担当者が閲覧できるものとする。パスワードは会長が管理し、その控えを封印の上学校金庫に保管する。

第3条（寄付）

- ・寄付は任意とする。
- ・寄付者への個別のお礼状等の送付は行わない。
- ・寄付者氏名は原則公表しない。
- ・寄付実績は年度ごとの件数及び総額を活動報告に掲載することができる。

第4条（問い合わせ）

- ・問い合わせは専用電子メールアドレスにより受け付ける。
- ・学校事務室は原則として問い合わせ対応を行わない。

第5条（ホームページ）

- ・学校ホームページ内に「同窓会」のページを設置する。
- ・掲載事項は次のとおりとする。

(1)会長挨拶

(2)会則

(3)運営細則

(4)役員紹介

(5)活動報告

(6)会計報告

(7)寄付制度

(8)問い合わせ先

第6条（個人情報）

- ・卒業生及び教職員全体の会員名簿は作成しない。
- ・役員情報及び問い合わせ情報は適切に管理する。